

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例（平成25年12月24日京都市条例第84号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

道路の占用料（以下「道路占用料」という。）の延滞金の割合を改定する等の必要があるため、次のとおり、京都市道路占用料条例の一部を改正することとしました。

- 1 道路占用料に係る納期限の翌日から1箇月以内の延滞金の割合を、市税の延滞金の割合に合わせる。
- 2 近年の低金利の状況を踏まえ、市税条例において、当分の間、市税の延滞金の割合を軽減する措置を講じることに基づき、当分の間、道路占用料の延滞金の割合を軽減する措置を講じる。
- 3 市税に合わせ、延滞金の金額の計算をする際の起算日を、督促状に指定された期限の翌日から、当初に指定された納期限の翌日に改正するとともに、道路占用料の延滞金の徴収に係る端数計算の方法を定める。

この条例は、平成26年1月1日から施行することとしました。

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門川大作

京都市条例第84号

京都市道路占用料条例の一部を改正する条例

京都市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

市長は、法第73条第1項の規定により督促をしたときは、占用料の額に、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

第5条第3項中「事由」を「事情」に改め、「第1項の規定による」を削り、「減免する」を「減額し、又は免除する」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 第1項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる占用料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその占用料の額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則第1項に見出しとして「(施行期日等)」を付する。

附則第2項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）、年7.3パー

セントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の京都市道路占用料条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（建設局土木管理部道路河川管理課）